

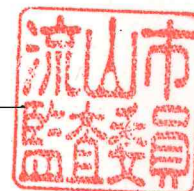
流山市監査委員告示第4号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長及び流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

令和元年5月23日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第4号様式

流教博第153号

平成31年3月19日

流山市監査委員 佐々木 健一 様

流山市監査委員 海老原 功一 様

流山市教育委員会

教育長 後田 博美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成31年2月14日付け、流監第94号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成 3 1 年 2 月 1 4 日 ・ 流監第 9 4 号		
監 査 の 種 別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部 図書・博物館	指摘 (1)	補助対象外経費を補助対象費に含めて計算し、補助金を支給していた。 流山市補助金等交付規則等に基づく適正な事務の執行をされたい。	指摘された経費については、補助対象外としました。 今後は、事業報告書及び決算報告書、添付書類が、交付規則等の基準に即した内容か、複数名の職員で行うこととした。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。

表示は、「指摘」又は「意見」とする。